【表紙】

 【提出書類】
 臨時報告書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成26年3月24日

【会社名】 AIAグループ・リミテッド

(AIA Group Limited)

【代表者の役職氏名】 執行取締役、グループ最高執行役員兼プレジデント

(Executive Director, Group Chief Executive and President)

マーク・エドワード・タッカー

(Mark Edward Tucker)

【本店の所在の場所】 香港、コンノート・ロード・セントラル1、

AIAセントラル、35/F

(35/F, AIA Central, No. 1 Connaught Road Central, Hong Kong)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 原 秀 哲

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区紀尾井町 3 番12号 紀尾井町ビル

長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-3511-6125

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 原 秀 哲

【連絡場所】 東京都千代田区紀尾井町 3 番12号 紀尾井町ビル

長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】03-3511-6125【縦覧に供する場所】該当事項なし

1 【提出理由】

AIAグループ・リミテッド(以下「当社」という。)は、平成26年3月5日(香港現地時間)、本邦以外の地域において、当社の株式オプション制度(平成22年9月28日付で採択された株式オプション制度をいい、その後の修正を含む。)(以下「株式オプション制度」という。)に基づき、当社の株式オプション(以下「株式オプション」という。)6,346,163個の募集を、当社及びその子会社の一定の従業員、取締役及び役員に対し行った。したがって、当社は金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号の規定に基づき本臨時報告書を提出する。

2 【報告内容】

(1) 有価証券の種類

新株予約権証券

- (2) 新株予約権の内容等
 - (イ)発行数

6,346,163個

(口) 発行価格

0 香港ドル(0円)

(注)本書に別段の記載のある場合を除き、本書における「香港ドル」とは、香港の法定通貨を意味し、また、本書における「米ドル」とは、アメリカ合衆国、その領土、米国の一切の州並びにコロンビア特別区の法定通貨を意味する。読者の便宜のため、香港ドルによる金額は、本書に別段の記載のある場合を除き、1香港ドル=13.30円(株式会社三菱東京UFJ銀行が提示した平成26年3月10日現在の東京における対顧客直物電信売買相場の仲値)の換算レートで日本円に換算されている。読者の便宜のため、米ドルによる金額は、本書に別段の記載のある場合を除き、1米ドル=103.23円(株式会社三菱東京UFJ銀行が提示した平成26年3月10日現在の東京における対顧客直物電信売買相場の仲値)の換算レートで日本円に換算されている。

(八)発行価額の総額

0 香港ドル(0円)

- (二) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
 - 1. 株式の種類

当社記名式額面普通株式(無額面)(以下「当社普通株式」という。)

2. 株式の内容

当社資本における普通株式は、完全な議決権を有する株式である。

3. 株式の数

株式オプション1個当たり1株

全ての株式オプションが行使された場合の総株式数: 6,346,163株

新株発行、ライツ・イシュー、株式併合、株式分割又は株式資本の減少(取引に関する対価としての当社普通株式の発行は除く。)によって当社の資本構成に変更が生じた場合には、付与済みで未行使の(かつ失効又は取消しがなされていない)全ての残存する株式オプションにつき、次に掲げる調整のうち1つ又は2つ以上を行う。但し、当該調整の後に株式オプションにより参加者が引き受けることができる当社の発行済株式資本の割合は、当社取締役会による別段の決定がなされない限り、当該調整の直前に当該参加者が株式オプションにより引き受けることができた株式オプションの割合と同一であることを要する。

- ()株式オプション制度(注1)の対象となる当社普通株式の株式数
- () 残存する株式オプションの対象となる当社普通株式の株式数
- ()残存する各株式オプションに関する引受価格(注2)
- (注1)株式オプション制度とは、当社の唯一の株主による平成22年9月28日付の決議に基づき条件付きで採択された当社の株式オプション制度(その後の修正を含む。)をいう。
- (注2)引受価格とは、参加者が株式オプションを行使して当社普通株式を買い取ることができる 1株当たりの価格をいう。

(ホ) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

株式オプションの行使時の払込金額
 238,361,882香港ドル(3,170,213,034円)

2. 行使価格

1株当たり37.56香港ドル(500円)

新株発行、ライツ・イシュー、株式併合、株式分割又は株式資本の減少(取引に関する対価としての当社普通株式の発行は除く。)によって当社の資本構成に変更が生じた場合には、付与済みで未行使の(かつ失効又は取消しがなされていない)全ての残存する株式オプションにつき、次に掲げる調整のうち1つ又は2つ以上を行う。但し、当該調整の後に株式オプションにより参加者が引き受けることができる当社の発行済株式資本の割合は、当社取締役会による別段の決定がなされない限り、当該調整の直前に当該参加者が株式オプションにより引き受けることができた株式オプションの割合と同一であることを要する。

- ()株式オプション制度の対象となる当社普通株式の株式数
- ()残存する株式オプションの対象となる当社普通株式の株式数
- ()残存する各株式オプションに関する引受価格

(へ) 新株予約権の行使期間

平成29年3月5日から平成36年3月4日まで

A. 買収の場合の権利

当社普通株式を対象とした公開買付け(企業買収、合併又はその他同様な方法などその形態を問わない。)が、当社の全ての株主(又は公開買付提案者以外の株主、及び/又は当該提案者により支配されている者、及び/又はその他当該提案者と共同して行為する者)を対象として行わ

れる場合であって、当該当社普通株式公開買付けが承認され、かつ全ての点において無条件となるか又は無条件と宣言される場合、参加者は、オプション期間(注1)がまだ開始していなくても、当社からの参加者宛の公開買付けの通知を受領してから1ヶ月の間に、当社宛に書面による通知をなすとともに、当該株式オプションの対象が当社普通株式の場合には引受価格の全額を送金することによって、自己の株式オプションの全部又は一部を行使することができる。その他の株式オプションで、未行使のものについては、上記の1ヶ月間の選択期間経過後、全て失効する。

B. 和解又は債務整理の場合の権利

当社の再建又は他社との合併に関連して、当社と当社株主又は債権者との間での和解又は債務整理が提案され、当該和解又は債務整理につき審議し、(適切と認められた場合)承認をするための株主総会の招集通知が当社から当社各株主に対して発せられた場合には、当社は参加者に通知し、参加者は、オプション期間がまだ開始していなくても、予定される株主総会に出席して議決権行使できる権利を確定するための基準日の5営業日以前に当社宛に通知をなすとともに、当該株式オプションの対象が当社普通株式の場合には引受価格の総額を全額送金することによって、自己の株式オプションの全部又は一部を行使することができる。その他の株式オプションで、未行使のものについては、上記の選択期間経過後、全て失効する。

C. 自発的清算の場合の権利

株式オプション制度期間(注2)中に、当社が自発的清算をする(再建、合併又は債務整理計画を目的とする場合を除く。)決議が有効に可決された場合には、参加者は、当該決議から21日以内に当社宛に通知をなすことによって、自己の株式オプション(未行使である場合)が当該決議の可決の直前に行使されたものとして取り扱われることを選択することができる。この通知と同時に、当該通知の対象の当社普通株式の引受価格の総額の全額が送金されなければならない。当該参加者には、株式は割り当てられず、代わりの現金も支払われないが、当該参加者が決議の時点でこれら当社普通株式を有していたとすれば受領することができたはずの金額と同じ金額につき、当社株主と同順位にて、清算時の残余財産の分与を受けることができる。その他の株式オプションで、未行使のものについては、当社の清算開始日に全て失効する。

D. 株式オプションの失効

株式オプション(未行使である場合)は次のいずれかの事象が最初に発生した時点で、直ちに 自動的に失効する。

- ()参加者の雇用又は役務提供が、何らかの理由により終了した場合。但し(A)雇用又は役務提供が、死亡、退職又は障害により終了した場合、(B)雇用が余剰人員削減を理由に終了した場合、(C)当該参加者を雇用している会社が当社の子会社ではなくなった場合、又は(D)当社取締役会がその完全なる裁量によって指定するその他の事象が生じた場合は、この限りでない。
- () オプション期間の満了。
- ()株式オプションにつき売却、移転、譲渡、担保権設定、抵当権設定、負担を課すこと、ヘッジすること又は第三者のために何らかの権益を設定することが禁じられているにもかかわらず、参加者がそれに違反した場合。

参加者の当社又はその子会社における雇用、取締役の地位又は職務が、() 当該参加者の死 亡、障害若しくは余剰人員削減又は当該参加者が従業員若しくは取締役となっている会社が当社 の子会社ではなくなったことを理由として終了し、又は()当社取締役会の裁量によるその他の理由により終了した場合、当該参加者は、当該事象の発生日から、オプション期間の満了日又は当該事象の発生日から12ヶ月目に当たる日のいずれか早い方の日までの間、残存する株式オプションを行使することができる。当該事象の発生日までにオプション期間が開始していない場合には、残存する株式オプションを行使し得る対象となる当社普通株式の株式数は、当社取締役会の完全なる裁量に従い、(A)当該事象の発生日からオプション期間の開始日までの月数(半月未満は切り捨て、半月以上は切り上げ)が、(B)付与日からオプション期間の開始までの期間全体に対して占める割合に等しい当社普通株式数にまで(必要であれば)減少させられる。

上記規定の適用にあたり、株式オプション付与状に記載されたいずれかの業績基準がどの程度 達成されているかが、当該事象の発生日現在不明である場合の措置は、次の通りとする。すなわ ち、株式オプション付与状に「目標水準(target level)」の記載がある場合には、記載された 目標水準まで当該業績基準が達成されているものとみなしてこれを適用し、株式オプション付与 状に目標水準の記載がない場合には、当社取締役会が、その完全なる裁量により、業績基準が達 成されているとみなすべき水準を決定する。(上記の通り達成されているものとみなされる)株 式オプション付与状に記載された業績基準は、上記の時間ベースによる比例削減前の報奨に(当 該削減に加えて)適用されるものとする。

参加者の当社又はその子会社における雇用、取締役の地位又は職務が、()当該参加者の退職、又は()当社取締役会の裁量によるその他の理由により終了した場合、当該参加者は、当社取締役会の完全なる裁量に従い、オプション期間中、残存する株式オプションを行使することができる(但し、株式オプション制度の規則に定めるその他の規定に服し、かつ株式オプション付与状に記載された基準及び条件に服する。)。当該事象の発生日までにオプション期間が開始していない場合には、オプション期間中に残存する株式オプションを行使し得る対象となる当社普通株式の株式数は、当社取締役会の完全なる裁量に従い、(A)当該事象の発生日からオプション期間の開始日までの月数(半月未満は切り捨て、半月以上は切り上げ)が、(B)付与日からオプション期間の開始までの期間全体に対して占める割合に等しい当社普通株式数にまで(必要であれば)減少させられる。

E. 株式オプションの取消し

当社取締役会は、付与済みであるが、参加者によってまだ行使されていない株式オプションに つき、参加者との間で合意する条件に基づいて、取り消すことができる。この取消しは、当社取締役会が適切と判断し、かつかかる取消しのための法的要件を満たした方法によって行うものと する。

当社取締役会は、当該参加者に対して、随時更新される株式オプション制度限度枠(注3)の 範囲内で、利用可能な未発行の株式オプション(取り消された株式オプションは除く。)がある 場合には、新たな株式オプションを付与することができる。

- (注1)オプション期間とは、株式オプション制度の条件に従って株式オプションを行使することができる期間をいう。
- (注2)株式オプション制度期間とは、株式オプション制度が効力を有する期間をいい、当社の唯一の株主による株式オプション制度の採択の日から(当該制度の条件に従って早期終了しない限り)10年間をいう。

- (注3)株式オプション制度限度枠とは、株式オプション制度の下で付与し得る株式オプションに、当社 及び/又はその子会社の行うその他の株式オプション制度の下で付与されることになる全ての株 式オプションを加えたものに係る当社普通株式の上限株式数をいう。
- (ト) 新株予約権の行使の条件

株式オプションは、平成36年3月4日に失効するものとする。

(チ) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額 238,361,882香港ドル(3,170,213,034円)(注)

(注)株式オプションが全て行使された場合の見込額である。

(リ) 新株予約権の譲渡に関する事項

株式オプション制度に基づいて付与される株式オプションは、参加者各個人に対して与えられるものであり、譲渡することはできない。参加者は、株式オプションにつき、売却、移転、譲渡、担保権設定、抵当権設定、負担を課すること、ヘッジすること又は第三者のために何らかの権益を設定することを禁じられている。

(3) 発行方法

当社及びその子会社の一定の従業員、取締役及び役員(計37名)への割当。

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称 該当事項なし。

(5) 募集又は売出しを行う地域

香港

(6) 提出者が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金の総額: 238,361,882香港ドル(3,170,213,034円)(注)

使途: 株式オプションの募集は、本グループの価値向上という目標を達成することを視野に、

(a) 当社普通株式の所有及び/又は当社普通株式の株価の上昇を通じて参加者の利益を本グループの利益と一致させること、並びに(b)参加者による本グループの長期的な成長及び利益への貢献を推奨及び維持することを目的として、当社及びその子会社の一定の従業員、取締役及び役員に株式オプションを付与するものである。

また、株式オプションの行使の決定は、株式オプションの割当てを受けた者の一定の判断に委ねられるため、株式オプションの行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難である。従って、一般事業目的のための資金に充当する予定であるが、具体的な金額及び使途については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定する。

(注)株式オプションの発行価額の総額に株式オプションの行使に際して払い込むべき金額の合計額を合 算した見込額である。 (7) 新規発行年月日

平成26年3月5日(香港現地時間)

- (8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 該当事項なし。
- (9) 当該新株予約権証券を取得しようとする者

株式オプションを取得しようとする者(以下「取得者」という。)は当社及びその子会社の従業員、取締役及び役員である。

- (10) 出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出者との間の関係 取得者は当社及びその子会社の従業員、取締役及び役員である。
- (11) 保有期間その他の当該新株予約権証券の保有に関する事項についての取得者と提出者との間の取決めの内容

上記に記載の事項を除き、重要な取決めはない。

- (12) 提出者の資本の額及び発行済株式総数
 - (イ) 資本の額

12,044百万米ドル(1,243,302百万円)(平成25年11月30日現在)

(口) 発行済株式総数

12,044,000,001株(平成25年11月30日現在)